

神崎町危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、危険ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険ブロック塀等の撤去をする者に対し、神崎町危険ブロック塀等安全対策事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し神崎町補助金等交付規則（昭和40年神崎町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 町内にあるコンクリートブロック塀、レンガ造の塀、石造の塀、万年塀、その他これらに類する構造の塀及び門柱（これらの下部に設置された基礎及び擁壁を含む。）をいう。
- (2) 危険ブロック塀等 倒壊のおそれがあるブロック塀等のうち、次の各要件のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 神崎小学校及び米沢小学校の各敷地からおおむね500メートル以内の区域に存在すること。
 - イ 接する道路面からの高さが1.2メートル以上あること。
 - ウ 道路等に面していること。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りではない。
- (3) 道路等 一般の用に供している不特定の者が通行する道をいう。
- (4) 撤去 対象となるブロック塀等を全て撤去すること又は接する道路面からのブロック塀等の高さを0.4メートル以下に減じることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、危険ブロック塀等の撤去を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 危険ブロック塀等を所有している者。
- (2) 町税等の滞納がない者。
- (3) 土地又は建物の販売を目的として危険ブロック塀等の撤去を行うものではない者。

2 前項の規定にかかわらず、既に補助金の交付を受けた者は、対象としない。

(補助対象工事)

第4条 補助金の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、危険ブロック塀等の撤去工事とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、危険ブロック塀等の撤去に要する経費（道路等に面する部分の経費に限る。）の3分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象工事に着手する前に、神崎町危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書(別記第2号様式)
- (2) 補助対象工事に係る見積書の写し
- (3) 工事の内容を表した図書(配置図、立面図等)
- (4) 補助対象工事に着手する前の施工予定箇所のカラー写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付する旨の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは神崎町危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により、不交付とする旨の決定をしたときは神崎町危険ブロック塀等安全対策事業補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(変更の承認)

第8条 前条の規定による交付決定通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、当該補助金に係る工事の内容を変更し、又は当該工事を中止しようとするときは、神崎町危険ブロック塀等安全対策事業補助金工事変更承認申請書(別記第5号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する承認をしたときは、神崎町危険ブロック塀等安全対策事業補助金工事変更承認書（別記第6号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、交付決定を受けた補助金に係る工事が完了したときは、その完了後1月を経過した日又は当該交付決定を受けた日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、神崎町危険ブロック塀等安全対策事業補助金実績報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の完了後の施工箇所のカラー写真
- (2) 補助対象工事に要した費用の領収書の写し

(3) その他町長が必要と認める書類
(額の確定通知)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、必要な審査を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、神崎町危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付額確定通知書（別記第8号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定により通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を請求しようとするときは、神崎町危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付請求書（別記第9号様式）に預金通帳の写し又はその他の補助金の振込先として指定する金融機関の口座を確認することができる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助対象者に係る補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、交付額確定があつた後においても適用があるものとする。

(補助金等の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。